延岡市立延岡中学校 校長 十. 井 智 喜

独立行政法人 日本スポーツ振興センター災害共済制度について(お知らせ)

標記制度は、国・学校の設置者(延岡市)、保護者の三者が掛金を出し合い、 学校管理下における生徒の災害に対して災害共済給付を行う互助共済制度で全国 の幼稚園から高等学校の児童生徒の加入により組織されています。内容について は、下記をご覧ください。

1「学校管理下」の範囲

- (1)授業中(修学旅行なども含む)
- (2) 課外指導中(部活動・宿泊訓練なども含む)
- (3) 休憩時間中
- (4) 通常の経路や方法による通学中
- (5) 学校外での授業が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居の往復中(交通事故は除く)

2 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

- (1) 負傷 治療に要した医療費の額が5000円以上のもの 保険証を使って3割負担となりますので約1500円以上の支払い
- (2)疾病 治療に要した医療費の額が5000円以上のもの 学校給食などによる食中毒、ガスなどによる中毒、日射病、溺水、異物 の嚥下、漆などによる皮膚炎、負傷による疾病など
- (3) 障害

学校管理下のけがや、疾病が治った後に残った障害で、その程度により 第1級から第14級に区分される

3 災害給付の対象

すべて社会保険法に基づく療養を受けたもののみとなります。

保険のきかない治療を受けますと給付の対象となりません。また交通事故など他の保険から保障されたものについても対象となりません。

担当の医師の診断で購入した、医療用装具は対象となりますが、領収証のコピーが必要です。なお、薬局等で購入するものは対象となりません。



4 時効

災害発生後2年を過ぎると、給付金の請求ができなくなります。災害が発生し病院へ行き治療を受けた場合には、すみやかに担任または部活顧問、保健室までご連絡ください。

5 医療等の状況記入依頼について

受診後病院で、「医療等の状況」(受傷名、治療開始日、医療点数、病院名等)の記入を依頼してください。一昨年までは、学校から、郵送にて記入依頼をしていましたが、個人情報にあたり、保護者の同意がないと記入していただけない病院等も有り、昨年度から、「医療等の状況の記入依頼」を保護者にお願いしています。つきましては、学校でのけがで受診の際は、「医療等の状況」の用紙を持参していただくことになります。ひと月ごとの記入となり、月末、あるいは、翌月でないと記入していただけないこともあります。

6 医療費請求から給付まで



医療費については保護者立替を原則とし、給付金が支給 された時点で校納金口座に振り込みます。振り込み予定日 の連絡は、お子様を通して文書にて行います。

基本的には、家庭から申請のあった災害について手続きをします。手続き後給付まで2~3ヶ月かかります。

一度帰宅してから病院へ行った場合などは必ず担任、または保健室までご連絡ください。手続きは、保健室の脇坂が担当します。

7 掛け金について

1年間の掛金のうち460円が保護者負担となります。残り500円は延岡市と国が負担します。5月1日に在籍している中学校で加入します。

460円については、延岡中学校では副教材費と一緒に集金させていただいています。

令和元年度は、延岡中学校でもけがや病気 で63件の利用がありました。



5月2日以降転校をされる場合は、延岡中 学校で掛け金を納めていただき、転校先の学校では新たに掛け金を納める必要 はありません。